

建不第144号
令和3年4月24日

各関係団体の長 様

千葉県県土整備部建設・不動産課長

(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について（通知）

県においては、令和3年4月20日からまん延防止等重点措置が適用され、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び浦安市を重点措置を講じるべき区域（措置区域）として指定し、営業時間の短縮などの協力をお願いしているところです。

このたび、東京都に緊急事態宣言が発令され、飲食店における酒類の提供の制限などが行われることにより、大型連休中において、多くの都民等が本県に流入することが懸念されることから、東京都の措置に対応した対策を行う必要があります。

そこで、感染状況や医療提供体制のひっ迫の状況なども踏まえ、措置区域を拡大し、4月28日から5月11日までの協力要請等について、別添のとおり報道発表しました。

つきましては、住民・事業者の皆様が感染再拡大を防ぐ行動をとっていただけるよう当該要請内容について、速やかに周知・広報を実施していただきますようお願いいたします。

なお、内容については、感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

感染再拡大を何としても抑えるため、一層の御理解・御協力をお願いいたします。